

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、そ)  
鳥取県告示第三百三十二号

## 鳥取県告示第三百三十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年六月二十二日

◇ 告 示 次  
國民健康保険法第三十九条第一項の規定による登録があつたものとみなされるものと基本測量を実施する旨の通知  
土地の立入の通知

△ 正 誤 昭和四十年六月十八日付け鳥取県条例第三十号中訂正  
昭和四十年六月一日付け鳥取県告示第三百五号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号

氏名

登録年月日

鳥国医一、一二一

瀧川淳子

昭和四十年四月 五日

一 一起業者の名称  
建設大臣

鳥取県知事 石 破 二 朗

建設大臣

二

朗

### 鳥取県告示第三百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

建設大臣

二

朗

一、一二一	由良源太郎	二	十二日
鳥国歯	二四五	岡本日出夫	二十三日
鳥国医一、一二七	賀戸和男	二	五月十三日

一般国道二十九号線改築工事及び千代川改修工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市湯所及び丸山地内

鳥取市賀露地内

八頭郡河原町大字徳吉及び高福地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年六月二十一日から昭和四十一年三月三十日まで

## 正 誤

昭和四十年六月十八日付け鳥取県告示第三百五号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段

誤

正

四 下

一、九六九円
一、四五八円

一、九六九円
一、四五八円

昭和四十年六月一日付け鳥取県告示第三百五号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

五 下 十 字日北中谷上エ

誤

正

字日比中谷上エ